

令和6年12月定例会

## 羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第1日）

議事日程 令和6年12月9日（月曜日）午前 9時30分 開 会

### 第 1 開 会

### 第 2 審査事項

- 1) 議案第75号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第7号）のうち、  
都市民生委員会所管分
- 2) 議案第76号 令和6年度羽生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 3) 議案第77号 令和6年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 4) 議案第78号 令和6年度羽生市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 5) 議案第79号 令和6年度羽生市水道事業会計補正予算（第2号）
- 6) 議案第80号 令和6年度羽生市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 7) 議案第86号 羽生市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 8) 議案第87号 羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 9) 議案第88号 羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

### 第 3 閉 会

出席委員（7名）

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| 西 山 丈 由 委員（委員長） | 柳 沢 暁 委員（副委員長） |
| 昆 佳 子 委員        | 川 田 真 也 委員     |
| 中 島 直 樹 委員      | 松 本 敏 夫 委員     |
| 丑久保 恒 行 委員      |                |

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

|         |               |         |         |
|---------|---------------|---------|---------|
| 一ノ瀬 元 章 | 社会福祉課長        | 稲 田 信 一 | こども家庭課長 |
| 鈴 木 尚 美 | 児童保育課長        | 本 間 陽 子 | 高齢介護課長  |
| 渡 邊 泰 弘 | 健康づくり<br>推進課長 | 加 藤 昌 英 | 国保年金課長  |
| 夏 目 哲 哉 | まちづくり部長       | 横 田 徳 司 | 建設課長    |
| 本 間 健 史 | 下水道課長         | 山 木 章 史 | 水道課長    |

事務局職員出席者

|         |      |
|---------|------|
| 岡 田 光 弘 | 総務課長 |
|---------|------|

午前 9時30分 開 会

○西山丈由委員長 おはようございます。

ただいまから都市民生委員会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。本委員会の日程は、ペーパーレス会議システムに登録の日程によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員長 ご異議なしと認めます。

よって、ペーパーレス会議システムに登録の日程により行います。

これより日程に入ります。

課長の説明に先立ち、所管部長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

まちづくり部長。

○夏目哲哉まちづくり部長 おはようございます。まちづくり部長の夏目でございます。

議案第79号 令和6年度羽生市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第80号 令和6年度羽生市下水道事業会計補正予算（第1号）、次に、議案第88号 羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例、最後に、議案第75号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第7号）、債務負担行為の補正、道路新設改良事業についてのご審査でお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 議案第79号 令和6年度羽生市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第80号 令和6年度羽生市下水道事業会計補正予算（第1号）は、関連がありますので、一括して議題といたします。

なお、この後の説明、質疑及び討論は一括して行いますが、採決は議案ごとに行いますので、ご承知おきください。

それでは、水道課長及び下水道課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

水道課長。

○山本章史水道課長 改めましておはようございます。

水道課長の山木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○本間健史下水道課長 下水道課長の本間です。よろしくお願いいたします。

○山木章史水道課長 関連する2議案について、一括して山木より申し上げます。それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第79号 令和6年度羽生市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第80号 令和6年度羽生市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書は別冊5、別冊6となりますが、画面の参考資料1の24ページ、予算の概要をご覧ください。

更新時期を迎えました水道料金調定システム及び上下水道事業公営企業会計システムについて、水道事業及び下水道事業で一括・共同で調達を行うため、各事業会計において債務負担行為を設定するものでございます。

債務負担行為の限度額は、令和7年度から令和12年度までの6年間で、水道事業において6,720万円、下水道事業において908万円を設定いたしました。

システム稼働のスケジュールといたしまして、水道料金調定システムは既にパソコン等の機器の耐用年数やOSのサポート期間が終了することもあり、先行して令和7年10月から開始し、公営企業会計システムについては、会計年度初めの令和8年4月からの開始を予定しております。

業者選定につきましては、今定例会の議決後、プロポーザルによる企画競争入札を実施し、3月までに契約を行う予定で計画をしております。

また、右側の表になりますが、債務負担行為上限額の内訳として、水道事業では1年目の令和7年度にシステム構築費、データ移行費の一時費用、6か月分のシステム使用料、機器賃貸借料で3,970万円、2年目以降の令和8年度から令和12年度までの5か年分のシステム使用料、機器賃貸借料で2,750万円を積算しております。

下水道事業では、1年目の令和7年度にシステム構築費、データ移行費の一時費用で348万円、2年目以降の令和8年度から令和12年度までの5か年分のシステム使用料で560万円を積算しております。

なお、補正予算書につきましては、これら事業ごとの合計金額について、議案第79号の水道事業会計及び議案第80号の下水道事業会計へ計上いたしておりますので、ご確認いただければと思います。

以上説明いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今説明でもOSのサポートが終了とあったんですけども、今のままのシステムを使い続けることというのは、もう難しいということなんでしょうか。その辺教えてください。

○西山丈由委員長 水道課長。

○山木章史水道課長 現在のOS、ウィンドウズパソコンでございますが、ウィンドウズ10のサポート期間が来年の10月14日に終了してしまいます。ですので、サポートが効かなくなってしまうので、その前に入れ替えるということでございまして、比較的時期的にはもう限界が来ているということでございます。

以上です。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 導入の効果というのはどういったものがあるのか。何かこれによって業務が効率的になって、例えば人件費削減につながるとか、そういったことというのはあるのかどうか、お伺いします。

○西山丈由委員長 水道課長。

○山木章史水道課長 まず、今回、競争によりシステムを導入します。それによりまして、予算ベースでございますが、現システムと比べまして、月当たり約9万円程度、年間にして100万円強、5年間の契約でございますので、500万円超の効果が見込まれます。

また、水道料金の調定システムと公営企業会計システムというのは、現在、それぞれ独立して運用しておりますが、例えば給水収益という形で水道料金の調定を起こすんですけども、それが会計システムのほうにも相互に反映できるという部分もあります。というところで、システム相互の連携が図れるということで、非常にスムーズになります。

また、下水道事業と水道事業で同じシステムを入れることによって、お互いに連携がスムーズになるというものもございます。以上、大きくは3点かなと思われま。

以上となります。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑もつきましたので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論はないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、議案第79号 令和6年度羽生市水道事業会計補正予算（第2号）について、  
本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

続いて、議案第80号 令和6年度羽生市下水道事業会計補正予算（第1号）について、  
本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

午前 9時38分 休 憩

午前 9時43分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第88号 羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

建設課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

建設課長。

○横田徳司建設課長 建設課長の横田でございます。着座にて説明させていただきます。

失礼いたします。

それでは、議案第 88 号 羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

参考資料 9 をご覧ください。

1、改正の趣旨です。

都市計画法第 33 条第 3 項に基づく開発許可の基準を定めている都市計画法施行令で開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上の開発行為にあつては、開発区域の面積の 3% 以上の公園、緑地または広場を設置しなければならないと定められています。この規定が平成 28 年の都市計画法施行令の改正によりまして、1 ヘクタールを超えない開発行為においては、地方公共団体の実状に応じて条例で定めることにより、公園等を設置しなければならない開発区域の面積を変更することが可能となりました。

本市では、戸建て分譲住宅の開発行為の増加に伴い、開発区域内において狭小・不整形な公園が多く設置されており、それらの公園は市民の利用頻度が低く、また適切な維持管理に苦慮しています。

そのため、良好な住環境の形成を推進し、持続可能な公園等の管理を実現するため、当該公園等を設置しなければならない開発区域の面積を変更するものです。

2、主な改正内容です。

都市計画法第 33 条第 3 項及び都市計画法施行令第 29 条の 2 第 2 項第 3 号イの規定によりまして、公園等を設置しなければならない開発区域の最低面積を 0.3 ヘクタールから 1 ヘクタールに変更するための規定を設けるものです。

続きまして、議案書 34 ページをご覧ください。

議案第 88 号 羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

ただいまご説明いたしました規定を第 2 条に加え、第 3 条以降は条ずれによるものとなっております。

35 ページ、附則の 3、羽生市企業立地促進条例につきましても、本条例の条ずれに合わせて改正するものとなっております。

以上、条例改正の説明とさせていただきます。ご審査よろしく願います。

○西山丈由委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 都市計画法の改正で、3反というか、900坪が3,000坪になったと。1ヘクタールにまとまったということなんですね。

法の改正ということなんですが、裏側には根拠があると思うんですね。どういう意図があって法が改正されたんですか。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 こちらの法の改正の意図でございますが、長年地方公共団体から国のほうへは、この0.3ヘクタール、3,000平米ですね。3,000平米を超える開発行為で公園を造らなければならないという規定が重荷となっておりまして、長年、全国の地方公共団体、特に羽生市のような市からしますと、これが重荷となっているということで、こちらの緩和ができないかということでお話しさせていただいていたところでございまして、これが何とか国のほうも改定していただいて、面積のほうを緩和できるようになったという経緯でございます。

○西山丈由委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 そうすると、開発行為がしやすくなったと。つまり、公園等の緑地を小さな面積で設置しなくてもいいと。そういう背景というか、開発行為がしやすくなったという意図があったわけですか。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 そのとおりでございまして、多いのが5,000平米とかというような開発行為、特に分譲住宅のものが多いかと思うんです。そうすると、5,000平米で3%というと150平米ということで、大体45坪ぐらいになるんですが、市街化区域内の狭い住宅敷地1件分ぐらいの大きさということになります。このぐらいですと、大都会の住宅密集地ということであれば、必要な空間なのかなと考えますが、羽生市では、公園の面積としては大分小さくて、ほとんど利用する市民がいない、そんな公園が多く造られているのが現状です。また、ほとんど利用されていないにもかかわらず、公園の維持管理負担だけが増大しているというような状況です。

その辺は、今後市民の憩いの場になるように、また持続可能な公園施設を造っていかうということで、今回改正しようということです。開発としましては、開発業者サイド

からしますと、小さければ公園のほうに面積が取られなくなりますので、開発のほうはよりやりやすいかなというふうに思われます。

○丑久保恒行委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 改正の時期についてなんですけれども、今回のタイミングになったというのは、何かあるんでしょうか。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 こちら、以前より羽生市としましても面積を緩和したいという意向は重々あったところだったんですけれども、この先進事例が少なく、なかなか条例改正まで踏み込めなかったところです。

ところが、令和５年度、昨年度ですね、お隣の加須市におきまして、同様の条例改正がなされたということで、今回うちのほうもこれに倣いまして、改正しようというものでございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員 これ、隣の加須市が条例改正したということなんですけれども、県内の状況というのはどんな感じが把握されていますか。

○西山丈由委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 県内の状況なんですが、こちらやはり事例が少なく、まだ加須市が先進な状況でございます。ネットとかを検索しても、ちょっとなかなか出てこない。全国ですと幾つか事例はあるんですが、まだまださほど多くない事例であります。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論はないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議案第８８号、本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

午前 9時53分 休 憩

午前 9時53分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第7号）別冊4のうち、本委員会付託部分を議題といたします。建設課所管部分について、建設課長に説明を求めます。  
建設課長。

○横田徳司建設課長 引き続きまして、建設課長の横田よりご説明させていただきます。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

議案第75号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第7号）のうち、建設課が所管します事業についてご説明いたします。

別冊4、令和6年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書（議案第75号～議案第78号）の4ページをご覧ください。

上段の第2表、債務負担行為補正、追加の2項目め、道路新設改良事業3,440万円についてご説明します。

変わりました、参考資料1、補正予算の概要の19ページをご覧いただきたいと思います。

（2）債務負担行為、道路新設改良事業についてです。

来年度となる令和7年度における工事の契約を前倒し、令和7年度第1四半期に稼働する工事を増やすことで、年間における公共工事の発注・施工時期の平準化を図るものです。期間は令和7年度、1年間とありますが、おおむね第1四半期の工事となります。限度額は3,440万円です。

ゼロ債務負担行為を活用することで、公共工事の発注、施工時期を平準化し、地域の担い手となる建設業者の経営の安定化や公共工事の品質確保を図ります。また、これま

で稼働が少なかった4月の頭から工事に着手できるものであります。

ここで別途資料です。資料、12月補正、令和6年度道路新設改良事業予算要求箇所図をご覧くださいと思います。

幹線市道の舗装工事や地区要望の舗装工事を行うものでございます。工事箇所につきましては、こちらの図面でご確認願います。5か所ということで記載させていただいています。

以上、建設課が所管します事業についてご説明させていただきました。ご審査よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時57分 休 憩

午前10時04分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第7号）別冊4のうち、社会福祉課所管部分について、社会福祉課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 社会福祉課長の一ノ瀬です。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第75号 令和6年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書、別冊4の8ページ、9ページになります。

初めに、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費についてご説明を申し上げます。

自立支援給付費等事業をご覧ください。

こちら22節償還金利子及び割引料1,832万3,000円ですが、この償還金は自立支援給付費について、令和5年度に交付された国及び県支出金の額が確定したことにより、その超過した分を返還するものです。超過した主な理由としましては、障がい福祉サービス費や厚生医療費などの支出が見込みよりも少なかったことによるものです。

次に、同じページの下のほうになるんですが、生活保護費9,814万1,000円についてご説明いたします。

19節扶助費7,900万円ですが、生活保護世帯の増加などから予算が不足する見込みとなり、補正するものです。内訳としましては、生活扶助費400万円、次のページに移りまして、住宅扶助費900万円、医療扶助費5,500万円、葬祭扶助費500万円、施設事務費600万円です。

これらの算出方法としましては、それぞれの費目について、過去3年間、令和3年度から5年度の上期の支出額の平均値から令和6年度の伸び率を算出しまして、その伸び率を過去3年間の下期の支出額の平均値を掛けることで今後の支出額を計算しまして、予算額との差額を計上したものとなっております。

なお、財源として、国の生活保護費負担金の対象になりまして、国が費用の4分の3を負担するものとなっております。

次に、22節です。償還金利子及び割引料1,914万1,000円ですが、この償還金は令和5年度に扶助費等の負担金として交付された国及び県の支出金の額が確定となりまして、その超過した分を返還するものです。

主な理由ですが、生活扶助費、医療扶助費や住居確保給付金の支出が見込みより少なかったことなどによるものとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○西山丈由委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

昆委員。

○昆 佳子委員 生活保護費の医療扶助費5,500万円ということなんですけれども、これはまさに扶助費を受ける方が多いというだけでなく、例えば働き方改革で変えていただいた診療報酬費とかが高くなったというのも含まれているというか、その理由とかもあつての5,500万円になっているんでしょうか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 こちら増えた理由としましては、幾つか生活保護世帯が増えているというところと、それから医療扶助費のほうは令和5年度からもう既に増えておりまして、令和5年度の3月議会でも6,000万円の補正を行なったものとなっております。それが現在も増加傾向になっております。

理由としましては、医療扶助を受ける方が実際に増えているというふうな状況がございまして、画面のほうは補正予算の概要のほうの資料9ページになるんですが、その左側に医療扶助の人員で入院の方は、令和5年4月から8月、197人だったものが、令和6年度の4月から8月、249人と増えております。また、外来のほうも延べで2,363人だったものが、2,499人ということで増えております。

こういったところの、実際に医療扶助を受けている方の人員が増えているというところで、医療扶助費が増加しているということになっているものと考えております。

医療扶助費のほうなんですけど、こちら保険の対象外の方になってきますので、10分の10をこの生活保護費のほうで負担するような形になっております。そうしますと、人によって病状ですとか、処置の内容によって、一月で100万円、200万円という数字がすぐ出るような状況になっておりますので、ちょっと医療費のほうはなかなか読めない部分もあるんですが、現在、こうした形で増加しているような状況となっております。

以上です。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

川田委員。

○川田真也委員 私も同じ生活保護のことなんですけれども、前から何回もお話しさせてもらっているんですが、今回この補正で7,900万円が出ているわけなんですけれども、そうすると、年当初の予算と合わせると約10億ぐらいいっちゃうということでしょうか。確認で。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 予算なんですけど、当初予算が9億2,000万円ほどとなっておりますので、そこに7,900万円をプラスしますと、ほぼ10億円という形になっておりまして、昨年度の決算が9億5,000万円となっておりますから、そこから5,000万円ほど増えるような状況となっております。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。これで、例えば昨年度の決算が9億5,000万円で、今年度は7,900万円を足して9億9,000万円で、足りますか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 先ほどの、こちらの算出方法なんですが、過去の実績から今年度の伸び率を計算しまして算出したものとなっております、昨年度も同じような形で補正のほうはさせていただきまして、その中で間に合っておりますので、今年度もこの補正によって間に合うかとは思いますが、ちょっと今後の状況によって、場合によっては3月補正というものも、全くないということではないと思うんですが、そのあたりは今後精査して見ていきたいと思います。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。間に合わせていただきたいというか、補正を組まないでどうにかならないかなと、今回のね、ならないかなとずっと思っているんですけども、やはり見ると、医療費扶助が異常にかかるんですよ。先ほど課長からの説明であったように、お一人様で1か月100万円、200万円という治療があると。多分透析等だと思うんですけども、例えば今回、26.3%、入院の方が増えたりですとか、外来の方が5.7%増えているんですけども、この増えた人というのは、今まで生活保護を受けていた人がこれに入ったのか、新たに生活保護を受けることになった方がこっちに入っている割合が高いのか分かりますか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 すみません、こちらどちらが割合が高いのかというところは、ちょっとすみません、データはないんですが、昔からあるパターンではあるんですけども、年金で何とかぎりぎり生活していたけれども、入院等で医療費が必要になって、ちょっとそちらの支払いまでが難しいということで生活保護の相談にいらっしゃる方というのは一定程度いらっしゃいます。

そうしますと、生活保護の開始と同時に医療扶助のほうも必要になってくるというパターンが一定程度ございますので、そういったものも含まれた形でこのような状況になっているものと考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 年配の方等がというのは分かるんですが、これは私の中で思っていることなんですけれども、住民税非課税世帯にぎりぎりかからない世帯があるじゃないですか。その方々が、例えば病気になったりとか、けがしたりとか、高額医療を受けるといった場合に、医療費がかかるんですよ。でも、生活保護に入っちゃえば一切かからないんですよ。なので、そこを見越して生活保護に入っちゃう人というのはたくさんいるんじゃないかなと勘ぐっちゃうんですね、私の中では。一生懸命働いて生活保護を受けないように頑張って仕事をしている方というのは羽生市にたくさんいるんですけれども、その方々は、生活保護を受けるのは申し訳ないから頑張って仕事をして、けがしても、病気をしても、ああ、どうしよう、手術しなくちゃならなくなったけれども、この手術受けると生活ができなくなっちゃうわけですね。でも、治療を受けない人はたくさんいるんですよ。でも、生活保護に入っていれば、ああ、病気になっちゃった、ああ、けがしちゃった、すぐ病院に行こう、先生、これ生活保護ですから治してくださいと治っちゃうんですよ。何かおかしくないですか。課長の意見をちょっといただきたいんですけれども。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 治療が必要な方については、必要な治療を受けていただきたいというところがありますので、どうしても生活費のほうで難しいということであれば、そういった方には生活保護のほうをぜひご利用していただきたいというところでございます。

こちらにも基準がありますので、それに合えば生活保護費のほうは受給できますので、そういった方が申請しづらい空気というのをなくしていくような対応は必要なのかなというふうには思っております。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 今の課長のお話しですと、治療ができなくなったら生活保護の申請に来てくれば、ばんばん出しますよという答えじゃないですか。それだと、これの生活保護費の抑制には全くならないですよ。だから、そういうスタンスでいると、けがしちゃって、すごい高額の治療がかかっちゃうから生活保護お願いしますと来たら、市は規定が合っていれば出しますよと言っているわけじゃないですか。

じゃなくて、出さなくても、例えば身内の援助が受けられるとか、そういう方がたくさんいると思うんですよ、生活保護費受給者の中にも。だから、そういう人たちをちゃんと社会復帰させるというのが第一じゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 稼働能力のある方につきましては、就労支援のほうを実施しておりますので、そういった形で、就労によって廃止された方というのも一定程度おりますので。

こちらとしましては、社会福祉課の職務としましては、保護すべき方を保護するという考えですので、そこで保護をすべきなのに抑制を考えてしまうというのは、社会福祉課の本旨としては外れてくるかなと考えております。

もちろんしっかり働いて自分で稼いでいただくというのが大前提ではあるんですが、中には、なかなか難しい方もいらっしゃいますので、現在保護率、そういったものにつきましては、日本では大分低いような状況になっておりますので、本来受けられるべき人がなかなか受けられていないというのが現状なんだと思います。

なので、これからも生活保護費につきましては、これからも増えていくような状況があるのかなというふうには考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 確かに生活がままならない方を排除するというのは、間違っている考え方だと思うんですけれども、全て全部ウェルカムはもっとまずいと思うんですね。ちゃんときちんと調査をして、この人は本当に働けないんだな、あとは身寄りがないんだな、あるいは、私なんかは見ていて思うんですけれども、私の父親たちの世代のときはすごく景気がよくて、高度経済成長の右肩上がりのときだったんですけれども、そのときに自営業者じゃなくて自由業ですとか、あとは一人親方で建設業をやっていた方なんかというのは、国民健康保険を払っていない人が多いんですね。そういう方が、多分高齢の方の生活保護に受給申請している方が多いと思うんですけれども、そういう方にしたらいいんだけれども、でも、そういう方にも例えばその家業を継いで立派に仕事をしているせがれさんがいるのに受けていたりだとか、そういう事例も全国を見るとあちこちあるんで、そういうのはきちっと見て選別、選別と言っちゃいけないのかな。いいか悪い

かを判断していただきたいなと思います。

先ほど就労訓練ですとか、いろいろお話しいただいたんですが、こちらのを見ると、11世帯、2.4%、今回増えるんでということですから、昨年度抜けた方というのは何%ぐらいなんですか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 昨年度の実績なんですが、保護の廃止になった世帯が69世帯ございます。このうち働きによる収入の増加というところで廃止になった方が9世帯、その他社会保障給付金の増加ですとか、仕送り等の増加で廃止になった方が7世帯というような形になっています。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 行政の努力で抜けられた方というのがやはり現実にいるので、その抜けられる方というのをますます増えるように頑張りたいと思います。

最後に一つなんですけれども、今回増えた11世帯のうち、外国籍の方はいらっしゃいますでしょうか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 国籍までは、すみません、手元にデータがございませんので、後で報告をさせていただきます。

○川田真也委員 分かりました。以上です。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時24分 開議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第7号）別冊4のうち、こども

家庭課所管部分について、こども家庭課長に説明を求めます。

こども家庭課長。

○**稲田信一こども家庭課長** こども家庭課長の稲田です。よろしくお願いいたします。それでは、恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

議案第75号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第7号）のうち、こども家庭課所管分について順次説明申し上げます。

予算書及び説明書の8、9ページになります。

まず、子育て支援関係経費96万6,000円について申し上げます。

第22節償還金利子及び割引料96万6,000円につきましては、令和5年度の母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金、児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金及び子ども・子育て支援交付金、3つの補助金等につきまして、事業完了により補助金等の額が確定したことに伴いまして余剰金を返還するものになります。

続きまして、1つ事業を飛ばしまして、子ども医療助成費等関係経費300万円について申し上げます。

第19節扶助費、未熟児養育医療助成費になります。こちらは未熟児等で出生した乳児の入院中の医療費自己負担分を給付する未熟児養育医療費について、支給対象者が当初の見込みよりも多く予算不足が見込まれるため増額補正をするものになります。

なお、財源といたしましては、国・県の未熟児養育医療費等負担金がございます。

続きまして、児童手当等関係経費1,098万1,000円について申し上げます。

令和6年11月に児童扶養手当が制度改正され、第3子以降の児童に係る加算額の引上げ、所得制限限度額の引上げがされたことに対応するために、第19節扶助費、増額補正をするものになります。こちらにつきましては、財源としまして国の児童扶養手当負担金がございます。

続きまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）49万2,000円について申し上げます。

こちらは第22節償還金利子及び割引料に49万2,000円につきましては、令和5年度の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金につきまして、事業完了により、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の額が確定したことに伴いまして、余剰金を返還するものになります。

その下、子育て世帯生活支援特別給付金事業（その他子育て世帯分）15万円につき

ましては、先ほどの給付金と同様に、額確定による余剰金の返還をするものになります。  
続きまして、次ページになります。

10ページ、11ページになりますが、こちらは第4款衛生費、第1項保健衛生費、  
第2目予防費になります。出産・子育て応援事業258万3,000円について申し上げます。

第22節償還金利子及び割引料258万3,000円につきましては、こちらは令和  
4年度、令和5年度の出産子育て応援交付金及び令和5年度の子ども・子育て支援交付  
金、母子保健衛生費補助金につきまして、同じく事業完了により交付金等の額が確定し  
たことに伴いまして、余剰金を返還するものになります。

こども家庭課所管分、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休 憩

午前10時39分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会福祉課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 先ほど、今年度の、令和6年8月時点で118世帯と増えた  
中に外国籍の方がいるかどうかというところなんです、1世帯いらっしゃいまして、  
ただ、その後、この令和6年8月以降に就労によって収入増によって廃止となっております  
ので、現在としてはいないような状況となっております。

以上です。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

〔「聞ける」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員長 簡潔に。

川田委員。

○川田真也委員 分かりました。簡潔にちょっと聞かせてください。

現在、新たに入った人が1世帯で、抜けたんでいないですよということですけれども、外国人世帯の生活保護世帯というのは、まだありますよね。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 はい。

○川田真也委員 分かりました。

○西山丈由委員長 暫時休憩します。

午前10時40分 休 憩

午前10時41分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第7号）別冊4のうち、児童保育課所管部分について、児童保育課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

議案第75号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第7号）、第3款民生費、第2項児童福祉費、児童保育課所管部分について順次ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊4、令和6年度羽生市一般会計補正予算書及び説明書の8、9ページをご覧ください。

初めに、第1目児童福祉総務費、9ページ説明の欄、中ほどにあります民間保育所助成事業をご覧ください。

2.2節償還金利子及び割引料、償還金203万円について、こちらは令和5年度子ども・子育て支援交付金実績確定による返還金になります。

次に、第2目児童措置費、9ページ説明の欄、同じく中ほどにあります保育所措置関係経費をご覧ください。

12節委託料、児童運営費委託料1億5,559万円について、この委託料は国の示す公定価格を基礎とした単価を用いて、保育所等に入所している児童数に応じて民間保育所等に支払うものでございます。令和6年人事院勧告への対応として、上昇見込み率を10%相当とし、今年度上半期の実績及び下半期の見込みを合わせまして、令和6年度児童運営費委託料を12億円と見直しをいたしまして、当初予算から差引き1億5,559万円を計上いたしました。

最後に、第4目学童保育施設費、9ページ説明の欄下段にあります学童保育施設一般経費をご覧ください。

令和7年4月より新設する羽生東学童保育室を開設するため、施設の整備を行うものです。14節工事請負費437万8,000円について、羽生東学童保育室設置工事といたしまして、出入口引き違いサッシ等改修工事、スロープ設置工事、センサーライト取付工事、夜間警備システム設置工事及び光電話引込み設置工事を行います。

次に、17節備品購入費、庁用器具費287万円については、設備類としましてロッカー、座卓、げた箱等を購入いたします。遊具類としましては、一輪車、室内の遊び道具を購入いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

川田委員。

○川田真也委員 羽生東学童保育室開設事業のところで何点かお聞きしたいんですけども、こちら概要のほう、これのほうを見させてもらうと、スケジュールで1月外構工事、3月内装工事・納品、4月開室となっております。これはほかの、羽生東小学校の今、工事をあちこちやっているかと思いますが、全て合わせて4月には羽生東小学校開校時には全ての工事が終わって、工事車両、工事機材等は全部なくなって開校するという理解でよろしいでしょうか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 おっしゃるとおりです。3月いっぱいまでには、必ず施工等全て終了し、4月1日から開室させていただきます。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

なぜ聞いたかといいますと、現在、井泉小学校の関係者の方々が、3月に工事が終わらないという連絡があつて非常に困っているという相談を受けたんですよ。4月に入っても、開校しても多分終わらないという連絡があつたんだよねという話を学校側からもPTA側からもちょっとお話をちょこっと聞きまして、じゃ確認してくるよということで、今確認させていただいたんですが、間違いなく3月末には終わって、きちんと開校できるという認識をしておいてよろしいのでしょうか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 こちらの羽生東学童保育室につきましては、1階の掃き出し窓を引き違いサッシの改修工事を行いまして、外からの出入りをさせていただく予定としております。

工事につきましては、2月中にはスロープ、花壇と花壇の隙間で掃き出し窓に向かって舗装工事を行いまして、その内容については、子どもたちの下校が終わった後と土曜日に、子どもがいない時間帯を用いて工事を行います。その外工事と、あと室内については、基本的に改修は引き違い窓のサッシの工事の部分と窓ガラスに遮熱断熱のフィルムを貼るという工事だけですので、子どもたちの修了式が終わった後から、室内の工事を行うので、学童保育室の工事については問題なく行えると考えております。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

学童保育と学校のほうが別々に議案になっちゃっていて、本当にこっちで聞いていいのかなと私もちょっと心苦しかったんですけども、ただ、全部合わせて多分終わるんだろうなとは思っていたんで、こっちは終わるよと。じゃ、校舎のほうはまたちょっと分からないよという話になっちゃいますね。分かりました。

請負業者というのは、校舎側の業者もこっちの業者も同じ業者なんですか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 工事については、学童保育室の新設工事として入札を行う予定としておりまして、今施工している会社に限らず、別の会社でも可能だと考えております。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 これから入札をかけるということなので、絶対3月で終わらせてねという条件も入れていただいたほうがいいかなと思います。いかがでしょうか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 必ず終わるようには、仕様で明記させていただきます。

○川田真也委員 以上です。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員 ここで参考資料を見ると、設備類とか遊具類とかで幾らか、300万円弱ぐらいの予算が組まれているんですが、あくまでも予算です。一般質問でも一部取り上げましたけれども、学校が統廃合、保育所が統廃合するということで、ちょっと子どもに関連する備品なんかで不用物というのが出てくると思うんです。新しく始まるところで新しいものというのが、子どもたちにとっても、そこに関わる人たちにとっても気分はいいですけども、そんなことを言っていられる状況でもないと思うので、その辺の備品のチェック等はどうなっていますでしょうか。チェックするよという話でしたけれども、改めてチェックすべき、使えるものは使い回しでも何でも使つてということをするべきだと思いますけれども、その辺、いろいろ算定基準があつて予算は組んでいると思いますが、その辺いかがでしょうか。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 おっしゃるとおりで、当課では保育所のほうも廃止するところもありますし、そちらからの備品も流用していく考えでございます。あと学童保育、今までは備品については、例えば座卓のテーブルですとか、学童保育室などの備品について購入をするような形と考えておまして、ただ、学校の廃校に伴って余剰の出た備品類についても、こちらで移管替えをさせていただきながら活用していく予定としております。

○中島直樹委員 よろしくお願ひします。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

○中島直樹委員 はい。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって……。

中島委員。

○中島直樹委員 さっき川田委員のほうから、学童、工事が終わる、終わらない、ありま

したけれども、もうこれは保護者、一部心配の声があるというけれども、工事が終わる、終わらないに関係せず、もう4月1日からは学童保育として始まるという理解でよろしいんですね。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 現在、いずみ学童クラブで行なっている事業が3月31日までとなりますので、必ず4月1日は開室いたします。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 工事が終わる、終わらないに関係なくということでもいいですね。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 工事については、3月31日までに終わります。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時52分 休 憩

午前10時56分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第7号）別冊4のうち、健康づくり推進課所管部分について、健康づくり推進課長に説明を求めます。

なお、債務負担行為の補正についても、あわせて説明をお願いいたします。

健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 大変失礼いたしました。

健康づくり推進課長の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて失礼いたします。

議案第75号 令和6年度一般会計補正予算（第7号）のうち、健康づくり推進課所管部分について説明を申し上げます。

補正予算書説明書別冊4の10ページ、11ページをご覧ください。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、歳出の新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金 5, 225 万 7, 000 円につきましてご説明を申し上げます。

概要としましては、予防接種法第 15 号第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応により健康被害の認定を受けた 2 名の方に対し救済給付を行うものです。

なお、個人情報保護の観点から、詳細につきましては申し上げられないことも多々ございますけれども、ご容赦をいただきたいと存じます。

それでは、参考資料の補正の概要 12 ページをご覧くださいと存じます。

まず、ケース 1 の方につきましては、新型コロナウイルス予防接種後、疾病を発症し、入院したケースでございます。ケース 1 の方に対する国の認定理由ですが、新型コロナウイルス予防接種が疾病等の原因となった可能性は否定できず、また、当該疾病等が通常起こり得る副反応の範囲を超えているため、当該予防接種を受けたことによるものを認めるというものでございます。また、当該疾病が原因で持続している症状の程度は、予防接種法施行令の 1 級 4 号の障がいの状態にあるので、障害年金の給付の対象に認定するものです。給付額につきましては、医療費、医療手当及び障害年金を合わせ 665 万 7, 000 円でございます。

次に、ケース 2 の方につきましては、新型コロナウイルス予防接種後に死亡したケースです。

ケース 2 の方に対する国の認定理由ですが、もともと有していた基礎疾患及び既往症が死亡の原因となった可能性があるが、接種後の経過を考慮すると、当該予防接種が当該疾病及び死因の原因となった可能性は否定できないとして認定するものです。給付額につきましては、医療費、医療手当、死亡一時金及び葬祭料を合わせて 4, 560 万円でございます。

また、給付時期につきましては、どちらの申請者の方にも、12 月議会終了後であることを説明をし、了解をいただいております。

なお、歳入につきましては、新型コロナウイルス予防接種健康被害負担金交付要綱に基づき、国の全額負担、10 分の 10 でございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、補正予算書の 10 ページ、11 ページをご覧くださいと思います。

令和 5 年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業費及び新型コロナウイルスワクチ

ンの接種体制確保事業費につきましては、令和５年度の決算額が確定したことから、新型コロナウイルスワクチン接種事業費として１３９万６，０００円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費として１，１８０万２，０００円を国へ償還するため補正予算に計上し精算を行うものでございます。

返還の主な理由といたしましては、当初見込んでおりました接種者数が減少したことや、そのことに伴い、リーフレットなどの同封物や封筒、また接種券一体型の予診票の作成枚数が減少したことなどが主な要因でございます。

なお、国への返還時期につきましては、５月中、出納閉鎖前を予定しております。

以上で説明を終わります。

続いて、最後に、がん検診等受診勧奨事業３７８万円につきましてご説明申し上げます。

こちらは補正予算書の４ページのほうをご覧いただきたいと思います。

本市のがん検診につきましては、毎年６月１日から市内のがん検診指定医療機関において開始をすることから、遅くとも５月上旬には対象者へ検診の案内を通知する必要があります。そのため、新年度の４月に入札や契約、原稿の校正などを行うとなりますと、實際上、納品が間に合わなくなることから、令和６年度中に事務を開始する必要があるため、債務負担行為を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○西山丈由委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

中島委員。

○中島直樹委員 課長の説明ですと、感染症の予防接種健康被害でケース１、ケース２ということで、プライバシーの問題があるのは承知していますがけれども、先ほどの説明だと、ケース１の人は健康被害で、ケース２の方はお亡くなりになったということですよね。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 ケース１の方は入院をされておまして、ケース２の方につきましては、接種後死亡されたということで申請をされた方でございます。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 その点は承知しました。

それで、この方々は何回接種したのかというのは記録してありますか。要は何回予防接種をしたのか。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 ケース1の方が4回、ケース2の方も4回、失礼しました。ケース2の方は5回ですね。過去に5回ワクチン接種を行っており、ケース1の方は過去に4回ワクチンを接種をしていました。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 これはどれぐらいの世代の方なのかというのは教えていただけないですね。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 高齢者の方でございます。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

○中島直樹委員 はい。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

川田委員。

○川田真也委員 中島委員と同じところでなんですけれども、健康被害給付金を受けられた方というのは、健康被害給付金の申請をしているわけですよね、国に対して。この間も話があったかと思うんですけれども、申請の仕方が分からずに、申請していない健康被害の方というのは、私は羽生市内にたくさんいるような気がしてならないんですが、課長としてのご意見はどうでしょうか。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 こちらの健康被害の申請という、そのこと自体を知らない方ももしかしたらいるのかもしれませんが、基本的には、ワクチン接種を受ける前に、リーフレットのほうを読んでいただいて、もし接種後、やはり具合が悪くなったとか、そういった方がいた場合には、医療機関に当然受診されます。それで、医療機関のほうは、そちらの健康被害というのは、これは一般の予防接種でもあることですので、承知しておりますから、詳しくは市役所のほうで申請書類とか、そういったものは教えていただけるという中で申請を行なったということでございます。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 実は私も仕事柄、たくさんの方と接する機会があったんですが、議員に

なる前に。いるんですよ。ワクチン打った2日後に死んじゃったとか、ワクチンを打って1週間後に亡くなっちゃったとか、いるんですよ、お客さんに。

その方々というのは、多分高齢者ご夫婦ですとか、高齢世帯なんだけれども、息子さんたちとは別世帯なんで、多分申請の仕方が分からないんですよ。症状をいろいろ聞くと、注射をしてきてから熱が出て、一晩中せきが出るんでおかしい、おかしいと。たんがすごい出るんで、どれくらい出たのと言ったら、ごみ箱に2センチぐらいたんが出ちゃった。それで病院に行ったら、これは何かおかしいけれども、ワクチンとは関係ないので、薬を渡されてまた帰ってきて、その晩に亡くなっちゃったという方も、実際私、知っているんで、その方も申請していないです。

だから、もう一回、市役所のほうで、逆に過去何年にわたって申請できるんですか。もう例えば時効になっちゃって、例えば令和3年ぐらいのあれだと申請できないとなっちゃうとあれなんですけれども、そこら辺、遡って何年ぐらい申請できるか教えていただければと思うんですが。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 すみません、今はっきりした年数は申し上げられませんが、大抵、請求というのは1年や2年ということではないと思いますが、そこはしっかり調べていきたいと思います。例えば医療費なんかを払っていない方とか、その請求権というのがあると思うんですが、やっぱりそういうのは2年だったり、3年だったりということで、いろいろとジャンルによって年数が違いますので、はっきり正しい年数を言えなくて申し訳ないんですが、こちらのほうは調べて、また川田委員のほうに報告させていただくということでよろしいでしょうか。

○川田真也委員 ぜひ、委員会のほうに報告を。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 委員会に報告させていただきたいと思います。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。

次ですね、やはり申請を本当にできない方がたくさんいると思うんで、ぜひ市役所としてその辺どうにか手を打てないのかなというのと、もう一つ、例えば最終接種後、1か月以内に亡くなっちゃった方は調べれば分かりますよね。コロナワクチンを受けて、1か月以内にこの人亡くなっちゃったというのは、調べれば絶対分かるはずなんですよ。そういう方々に、こっちから聞くのもおかしいと思うんだけど、そういう方に何か

ありました、みたいな何かできないかなと。知っている人だけが給付金をもらえるというのも申し訳ないなという気持ちが私にあるんで、ぜひ、調べれば分かるんですけども、それを持っていつでどうでしたと聞くのも、やっぱりそれはちょっと意見として聞いていただきたいんですけども、ぜひ健康被害を受けた方の申請の仕方というのをちょっともっと分かりやすく、ホームページは絶対年寄りは見ないんで、広報はにゅうに載付けてみるとか、というやり方、どうでしたか、被害がある方いましたかみたいな話を、例えば何月何日に相談窓口を開きますよでもいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 今のご提案でございますけれども、私のほうも実はそういったことを、健康被害給付金の制度自体を調べたんですが、あくまでも申請主義であるというところで、市役所のほうから、おたくはどうですか、そういうことがあったんでしょうかというお声がけしている市町村は当然なくて、やはり今、川田委員が言われたとおり、そういうことが原因で、本当かどうかはそれは最終的には国が認定することですから、もし一人でもそういう方を救済できるという可能性がもしあるのであれば、その方、市役所のほうで必ずこちらで寄り添いながら、今回も申請を2件やったところもありますので、こちらでもいつでもそういう相談は受けますが、こちらからお声かけすることはちょっとはばかるといえますか、ないのかなというふうに考えております。広報等とか、ホームページでは実はアップしたんですが、高齢者の方はなかなか見ないのかなというところはありますので、その点については、今後検討させていただきたいなと思います。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 最後に一つだけ。先ほど課長からもあったんですけども、例えばそういう話を聞いたら、私が聞いたら、市役所でこういう窓口があるから、ぜひ相談しに行ってみたらという声がけというのは、私がしちゃってもいいのかな。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 窓口というのは改めて設けませんが、ご相談には来ていただければと思います。うちのほうが所管部課になりますので。

○川田真也委員 分かりました。ありがとうございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員 これ、どこかで説明があったような記憶があるんですけども、健康被害の認定を受けた２名に対しての救済給付を行うということなんですけれども、認定を受けられなかった方も含めて、申請をした人というのはどれぐらいいらっしゃるのか。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 今回の２件も含めて、申請された方が８件ございます。そのうち認定された方が、今回の２件を含めた方で７件、１件につきましては否認ということで国から通知が来たということでございます。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 この数字は、近隣の自治体と比べるとどうなんですかね。そこまでちょっと追っていないですか。

○西山丈由委員長 健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 すみません、その辺の数字についてはつかめておりません。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩します。

午前１１時１４分 休 憩

午前１１時１４分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論はないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 15 分 休 憩

午前 11 時 16 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 77 号 令和 6 年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

高齢介護課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 高齢介護課長の本間です。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。失礼します。

議案第 77 号 令和 6 年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

まず、歳入歳出予算の補正に関しまして、歳出よりご説明いたします。

別冊 4 の 30、31 ページをお開きしております。

第 6 款諸支出金、第 1 項償還金及び還付加算金、第 2 目償還金の第 2 2 節償還金利子及び割引料の償還金 9,477 万 5,000 円は、令和 5 年度分の国・県の負担金を精算するため、予算額に対し不足する金額を補正するものです。国・県からの介護給付費負担金及び地域支援事業費交付金の当初交付額はあらかじめ多めに交付されております。令和 5 年度の実績によりまして 1 億 3,477 万 5,000 円多く交付されていたことから、当初予算 4,000 万円との差、9,477 万 5,000 円を増額補正しようとするものです。

次に、歳入について申し上げます。

ページ戻りまして、28、29 ページをお開きしております。

第7款第1項第1目繰越金、前年度繰越金9,477万5,000円は、歳出にありました償還金の支出分を前年度繰越金で補おうとするものです。

次に、32、33ページをお開きいたします。

在宅医療・介護連携推進事業負担金401万2,000円ですが、在宅医療と介護関係者の連携拠点の設置について、北埼玉医師会へ事業委託するものです。平成30年度より、羽生市と加須市で共同して事業を委託しておるもので、引き続き新年度も4月1日から円滑に業務を実施するため、債務負担行為の設置を行うものです。

なお、401万2,000円は、北埼玉医師会からの来年度の見積額1,237万484円に対して、基準日である本年10月1日の両市の人口案分によって負担割合を当てはめ算出された額となります。

以上で説明は終わります。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論もないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時20分 休 憩

午前11時21分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第76号 令和6年度羽生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

国保年金課長に説明を求めます。

国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 国保年金課長の加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座で説明させていただきます。

議案第76号 令和6年度羽生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

今画面のほうは17、18ページ、裏白のほうをお開きしております。

今回、債務負担行為についての補正予算となっております。

令和7年度の資格情報のお知らせ、それから資格確認書というものを6月初旬に発送する際に、国保のしおりという説明資料を同封する予定です。スケジュールの関係上、当初発送に間に合わせるためには、このしおりを7年4月末までに作成する必要があります。まして、そのためには令和6年度中に発注まで行う必要がございます。債務負担行為を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論もないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 23 分 休 憩

午前 11 時 23 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 78 号 令和 6 年度羽生市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

国保年金課長に説明を求めます。

国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 引き続きお願いします。国保年金課長の加藤でございます。それでは、着座にて失礼します。

議案第 78 号 令和 6 年度羽生市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

今、画面のほう、補正予算書及び説明書の 40、41 ページをお開きしております。

第 4 款諸支出金、第 2 項繰出金、第 1 目他会計繰出金の一般会計繰出金 463 万 2,000 円の増額補正については、こちら財源のところをご覧くださいと思います。医療給付費に要する経費還付金 463 万 2,000 円、こちらがございますが、令和 5 年度分の医療費給付経費の負担額の精算により還付金が発生しましたので、その額を一般会計へ繰り出すものです。あわせて、一般会計の歳入の補正予算にも、こちらの金額、同額を計上してございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○西山丈由委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論もないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 25 分 休 憩

午前 11 時 25 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 87 号 羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

国保年金課長に説明を求めます。

国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 国保年金課長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。では、着座にて失礼いたします。

それでは、議案第 87 号 羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案につきましては、議案第 87 号に全文がございますが、具体的な説明につきましては、今画面をお開きしております参考資料 8 にて説明させていただきたいと存じます。

まず、初めに、今回の保険税条例を一部改正する経緯についてご説明を申し上げます。

10 月 22 日の全員協議会におきまして、羽生市国民健康保険税率等の改定についてという 1 枚紙の資料を配付させていただきましたが、その中でお知らせしましたとおり、埼玉県全体で、埼玉県国民健康保険運営方針に基づきまして、県内保険税の統一を今目指している、そういった状況になってございます。

これを受けまして、本市におきまして、それまで平成 30 年度、令和 3 年度、令和 5 年度と段階的に保険税率の改定を進めてまいりました。今回の改正は、税率の改正とまた賦課限度額を地方税法に規定する限度額へ引き上げる改正を併せて行おうとするも

のです。

今回の改正に当たり考え方といたしましては、一定の財源を確保できるよう県標準保険税率、それから市町村標準保険税率に近づけながら被保険者の急激な負担増の軽減を図るため、国保基金を活用して積算を行なったところです。

具体的な改正内容についてご説明申し上げます。

まず、画面の資料左側の税率のところをご覧くださいと思います。

上が現行、下が改正案となっております、色がつけてあるこの黄色になっている部分が改正が入っている部分になります。

まず、医療分の所得割については7.2%の変更はございません。医療分の均等割につきましては、その下になりますが、2万5,500円から7,000円増の3万2,500円といたしました。

次の真ん中、後期高齢者支援分につきましては、こちら所得割が2.7%から0.1%増の2.8%といたしました。均等割につきましては、1万4,000円から1,500円増の1万5,500円といたしました。

介護納付分につきましては、所得割については、2.0%から0.3%増の2.3%といたしました。均等割については、1万4,000円から1,500円増の1万5,500円といたしました。

続きまして、賦課限度額の改定についてですが、参考資料右側をご覧くださいと思います。

こちらは賦課限度額を地方税法の規定に合わせるもので、この真ん中の後期高齢者支援分について22万円から2万円増の24万円に改正しようとするもので、合計は104万円から106万円となります。

今回の改正における影響世帯数、それから影響額について申し上げます。

今回、令和6年9月時点のデータを基に検討、試算を行いまして、国保加入世帯数は7,073世帯、被保険者数は1万481人と見込みまして、その全てが基本的には増額となってまいります。平均では、1世帯当たり、年間1万1,107円の増を見込んでおりますが、最大の世帯は8万3,300円、年間で8万3,300円の増が最大の世帯分になります。

なお、この世帯につきましては、当該世帯の世帯員数が9名いらっしゃいまして、その内訳は40代のご夫婦、それから20代から4歳までのお子さんが7名の9人世帯に

なっておりまして、世帯所得は326万円で、世帯員数が多いことが増額幅の大きくなる要因でした。

また、所得の少ない世帯で申し上げますと、所得100万円以下の世帯で最大の増額は6万2,900円になっておりまして、こちらは当該世帯7名の世帯員数、この内訳は、やはり40代のご夫婦と20代から9歳のお子さんが5名、こちらも世帯員数が多いことが増額幅の大きな要因となっています。

なお、当該世帯は世帯所得は77万7,095円、100万円切っております、77万7,095円で、所得による軽減のうち、5割軽減の対象になっております。この軽減は申請、本人ご不要で自動的に軽減されるものとなっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○西山丈由委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 賦課限度額のほうなんですけれども、大体所得でいうとどれぐらいいかとか、ケースでいうと、例えば4人家族で、夫婦共働きで子どもが2人いるような、何か標準的かなという世帯だとどれぐらいの所得の方が賦課限度額が上がることによって増えていくのか、そういう点をお伺いします。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 約890万円を超えたぐらいの世帯から賦課限度額に達してまいります。世帯としては、今回は80世帯が、この7,073世帯のうち80世帯がこの賦課限度額の上限に達します。

ただ、今回の改正によって、賦課限度額が上がったことによって達する世帯は9世帯でございました。こちらの場合、増額の幅は300円から1万900円の方が金額的には賦課限度額が上がることによって税額が上がったというところでございます。

ちなみに、この9世帯の内訳なんですけれども、先ほど委員さんおっしゃったように、世帯の内訳なんです、2人世帯の方が5世帯、3人世帯が2世帯、4人世帯の方が2世帯というところでした。

以上でございます。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 先ほど100万円以下の世帯が結構増額になるという話だったんですけ

れども、なかなかそれぐらいの世帯がそれだけ増額になると、生活も大変かなと思うんですけども、その辺というのはどういう見解なんですか。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 委員さんおっしゃるとおりで、国保の加入世帯の方は基本的には収入がどちらかというとあまり多くない高齢者の方であったりというのが、非常に多ございますので、負担が生じていくことについては、非常に何とかして負担を抑えていかなければいけない。ただ、今回、冒頭申し上げました県の標準税率に合わせていかなければいけないという大きな目標が確かにあるんですが、ただ合わせればいいというものじゃなくて、合わせたから、皆さんが納付できなくなってしまった、これは大変困りますので、こういうわけにはいかないということで、まだ羽生市では、少しですけども基金がまだ残っていますので、それを投入し、また繰越金もありますので、何とかそれを入れ込んでいって、何とか最終的には統一までに、一気に上げてしまうのではなくて、少しずつ上げるという形を取らせていただいているところです。

一番やはり独居の世帯の方が非常に多くて、65歳を超えているような世帯の方が非常に多くて、その方が実は2,509世帯いらっしゃるしまして、これが全体の35.5%、本当に3割ぐらいは独居で所得がない方たちというのが国保の状況でございます。

こういった方の中で65歳以上の高齢者の単身の方ですと、今回改正によって年間の増額が2,500円になってまいります。そうしますと、今、9期で納めていただいておりますので、納付書1枚当たり、単純計算ですけれども、278円。ですから1日10円とか、そういったレベルのご負担を何とかお願いできないかなと思って、今回のような改定を行なったところです。ので、最大限というか、今できる範囲で何とか頑張ってみたくもりではあります。

以上でございます。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 やはり、ほかの医療保険に比べると、国保が高いと感じるということで、大体どれぐらいの差があるという認識なのか。やはり、なるべくそういう差がないように国保を抑えるべきかなと思うんですけども、その辺はどう考えているのかお伺いします。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 社会保険の場合は、会社が半分持つという仕組みがありますので、やはりご本人たちが負担する金額が大分抑えられるわけなので、やはり特に社会保険から国保に切り替わった方なんかからすると、急に保険が上がったという感じで、もうこちらは本当によく相談をいただきます。

実際見ると、社会保険の場合は、要は会社が半分持つので、実はその分かかっていた話ではあるんですけども、でもそれは加入される方には全然関係ない話なので、実際にどれだけ持ち出さなきゃいけないと、ここが一番の問題だとは思っています。

もちろん制度のことはもちろんそういうふうにお知らせはするんですけども、正直、こういう言い方をしているのかちょっと分からない、私どもも正直心苦しい気持ちで説明はしています。ただ、じゃ、全部分けましょうと言ってしまいますと、そうすると、今度は保険自体が破綻してしまいますので、制度の範囲内でももちろんお知らせはしています。

そのときに、こんなじゃ納付できないよみたいな、もちろんご相談があったときに、そうすると、収納課との連携になってしまうんですけども、じゃ少し金額がまとまったものを分割でやっていってみましょうとか、あとは年金月だけ少しまとめていただくようにしましょうとか、そういった形のご相談は都度都度、常々、日頃からやらせていただいているつもりではありますので、これは市役所だから全て当たり前ということではございません。常に被保険者の方に、市民の方に寄り添って、まず制度ですよと突っぱねてしまうのではなくて、制度なんですけれども、まず私たちも制度内容をご説明しますけれども、またそこからうまくやっていけるようにご相談は常にさせていただきますという、結局押し返してしまうようなことがないように、常日頃から考えているところでございます。

以上でございます。

○西山文由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山文由委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第87号 羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

て、反対の立場から討論いたします。

やはり所得が少ない方の負担増になるというところと、また賦課限度額についても、もし所得が８９０万円というところがラインだということで、夫婦共働きだと所得が４５０万円ずつでも賦課限度額がいっぱいになってしまうというようなところがあります。

そうしたところ、それほど高額な所得じゃないところについても、こうした賦課が取ってくるというところについては、やはり何とかしないといけないと思います。

以上の点から反対とさせていただきます。

○西山丈由委員長 ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論も尽きたようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○西山丈由委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前１１時３９分 休 憩

午前１１時４０分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康づくり推進課長のほうから発言を求められておりますので、これを許可いたします。

健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 先ほどの川田委員からのご質問にお答えいたします。

今年の３月３１日まで行われた新型コロナウイルスワクチン接種、いわゆる特例臨時接種に対する被害が起きた場合の時効的な話だと思いますが、ただいま県のほうに確認をしましたところ、無期限であるそうですので、なるべく早いほうが、時間がたつと、

書類等も医療機関とかにお取り寄せする分もありますから、できればそんなに遅くならないほうが、やはりいいのかなというふうな返答でございましたので、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 暫時休憩いたします。

午前 11 時 41 分 休 憩

午前 11 時 41 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 86 号 羽生市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

児童保育課長に説明を求めます。

児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 児童保育課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、着座にてご説明をさせていただきます。

議案第 86 号 羽生市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第 86 号 羽生市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をご覧ください。

今回の改正は、羽生市の公共施設再編に当たりまして、羽生市第六保育所、羽生市第七保育所を集約し、新たに羽生市いわせ保育所を新設するものです。

羽生市いわせ保育所の新設に伴いまして、羽生市第六保育所、羽生市第七保育所並びに平成 25 年度から休所している羽生市第二保育所、令和 5 年度から休所している羽生市第四保育所を廃止するものでございます。

以上、議案第 86 号についてご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

中島委員。

○中島直樹委員 ちょっと確認させてください。

これは第二、第四、第六、第七を廃止すると。今まで第二とかなんかはちょっとその

場しのぎのところはあったと思うんですが、休所ということは廃止するという理解でいいですね。

○西山丈由委員長 児童保育課長。

○鈴木尚美児童保育課長 おっしゃるとおりです。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

○中島直樹委員 はい。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論はないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 11 時 43 分 休 憩

午後 11 時 43 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本委員会への付託事件の審査は全部終了しました。

この際、申し上げます。

付託事件の審査報告については、先例により正副委員長に一任願います。

次に、所管事務調査の報告書についてであります。

インクルーシブ公園整備事業の報告書についてまとめましたので、委員の皆さんにご

覧いただいて、何かご意見があれば発言をお願いいたします。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 では、これで議長に報告したいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員長 ご異議なしと認めます。

これをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前 11 時 44 分 閉 会